

各 位

平成31年2月7日



会 社 名 株 式 会 社 す ら ら ネ ッ ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 湯 野 川 孝 彦
(コード番号：3998 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 丹 羽 教 夫
(TEL. 03-5283-5158)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成31年1月24日開催の当社取締役会において、平成31年3月28日開催予定の当社第11期定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、平成31年2月6日に開催の当社取締役会において、平成31年3月28日開催予定の第11期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件（監査等委員会設置会社への移行に伴う変更）

① 変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

② 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

③ 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）平成31年3月28日

定款変更の効力発生日（予定）平成31年3月28日

以上

【別紙】

定款（新旧対照表）

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（条文省略）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第20条（取締役の選任方法） 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 <p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> <p style="text-align: center;">（ 新設 ）</p> <p style="text-align: center;">（ 新設 ）</p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができ 	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（機関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> （ 削除 ） 3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条（取締役の員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は10名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> <p>第20条（取締役の選任方法） 当社の取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2（現行どおり） 3（現行どおり） <p>第21条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社

現行定款	変更案
<p>る。</p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (新設)</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)</p> <p>第 25 条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第 26 条（取締役会決議の省略） 当社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決権に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第 27 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印する。 (新設)</p>	<p><u>長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長） (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条（取締役会の決議方法） (現行どおり)</p> <p>第 27 条（取締役会決議の省略） 当社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決権に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。</p> <p>第 28 条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印を行う。</p> <p>第 29 条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等と、それ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第 32 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第 33 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第 34 条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 35 条 (監査等委員会の議事録) <u>監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、記載または記録し、出席した監査等委員は、これに記名押印を行う。</u></p> <p>第 36 条 (監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>第 30 条 (監査役の定員等) <u>当会社の監査役は、3 名以上 5 名以内とする。</u> 2 <u>監査役のうち、半数以上は社外監査役とする。</u> 3 <u>監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 (監査役の選任方法) <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 (監査役会の招集) <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>各監査役に対して発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</u></p>	
<p><u>第34条（監査役の責任免除）</u></p>	<p>（ 削除 ）</p>
<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u></p>	
<p><u>第35条（報酬）</u></p>	<p>（ 削除 ）</p>
<p><u>取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第36条～第37条 （条文省略）</p>	<p>第37条～第38条 （現行どおり）</p>
<p>第38条（会計監査人の報酬等）</p>	<p>第39条（会計監査人の報酬等）</p>
<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第39条～第42条 （条文省略）</p>	<p>第40条～第43条 （現行どおり）</p>
<p>（ 新設 ）</p>	<p><u>附 則</u></p>
	<p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上